

社員総会運営規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の社員総会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 社員総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項

(3) 書面によって議決権を行使することができる旨

(4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨

(5) 次に掲げる事項

イ 社員総会参考書類に記載すべき事項

ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書面を社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに提出すべき旨

ハ 電磁的方法による議決権の行使については、議決権行使書面に記載すべき事項を社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに提供する旨

(6) 代理人による議決権の行使に関する事項

イ 議決権を有する会員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる旨

ロ 代理人は、代理権を証明する書面を社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに提出する旨

ハ 代理人は、本センターの承認を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によることができる旨

(7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

(招集の通知)

第3条 代表理事は、社員総会を招集するとき、社員総会の開催日の1週間前までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類及び議決権行使書面、出席票その他必要な書類を添付しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 社員総会の招集を議決した理事会の当日における会員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第37条第2項による社員総会の招集の場合は、直前の事業年度の末日現在における会員をいう。）を当該社員総会に関して議決権を有する社員とする。

第3章 社員総会の開催

(会場の設営等)

第5条 社員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(会員等の出席)

第6条 社員総会に出席する会員は、会場の受付において、あらかじめ送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 会員の代理人として社員総会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない

3 法人会員の代表者が社員総会に出席する場合は、第1項に準ずる。

4 法人会員の従業員が社員総会に出席する場合は、第1項に準ずるほか、その法人の従業員であることを明らかにしなければならない。

第4章 社員総会の議事

(議長の権限)

第7条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 会員若しくはその代理人又は法人会員の代表者若しくはその従業員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し、又は侮辱する

発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し、又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言を制限、又は中止させることができる。

(定足数の確認)

第8条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会時間の繰り下げ)

第9条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時間を繰り下げることができる。この場合において、すでに入場している会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第10条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合は、この限りでない。

3 法人法第43条の規定により会員から提案があった場合、同法第44条の規定により議案の提出があった場合又は第49条第3項ただし書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその会員に議題の説明を求めるとともに、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第12条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに採決を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 5 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 6 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 7 法人法第55条第1項若しくは第2項又は第109条第2項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取り扱う。
- 8 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 9 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。
- 10 社員総会の決議にあたっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員を除いて行う。

(出席した社員の議決権の数)

第14条 社員総会の決議については、次の数の合計数を出席した会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた会員の議決権の数
- (3) 議決権行使書面を、社員総会の日時の直前の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を提出した会員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により議決権行使書面に記載すべき事項を、社員総会の日時の直前の業務時間終了時まで、電磁的方法により提出した会員の議決権の数

(採択結果の宣言)

第15条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第16条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第17条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

- 2 前項の場合において、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

- 3 前項ただし書きの場合において、議長は、決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。
- 4 社員総会において延期又は続行について決議があった場合は、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(閉会)

第18条 議長は、全ての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録するものとし、議長及び議事録署名人は、これに記名押印しなければならない。

(議事の結果の報告)

第20条 代表理事は、社員総会の議事の経過及びその結果の概要を機関紙等に掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 社員総会の事務局には、総務担当職員等がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表)

社員総会議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された社員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、社員総会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 4 社員総会に出席した理事及び監事の氏名
- 5 議長の氏名
- 6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

以上